

○内閣府令第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の第十五第六項及び第七項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月二十五日 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後 改 正 前

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）

〔二〕略

第十八条の三十四の二 市町村長は、法第二十一条の五の十六第六項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による通知を求める際は、当該通知の対象となる障害児通所支援の種類、区域及び期間その他当該通知を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

〔三〕 市町村長は、前項の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

〔四〕 法第二十一条の五の十五第六項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所（児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の申請に係る事業所については、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

〔一〕三 同上

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具の購入等をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）

〔二〕 同上

〔三〕 同上

〔四〕 同上

<p>第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項 から第三項まで</p>	<p>二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（法第二十一条の十六第一項の更新の場合にあつては、当該更新の予定年月日）</p> <p>四 利用者の推定数（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定又はその更新の場合に限る。）</p> <p>五 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）</p> <p>第十八条の三十四の三 市町村長は、法第二十一条の五の十五第七項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の規定により、法第二十一条の五の三第一項の指定又は法第二十一条の五の十六第一項の更新に関し、市町村障害児福祉計画（法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。第三十六条の三十の六の三において同じ。）との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該意見の対象となる障害児通所支援の種類</p> <p>二 都道府県知事が法第二十一条の五の三第一項の指定又は法第二十一条の五の十六第一項の更新を行うに当たつて条件を付することを求める旨及びその理由</p> <p>三 前号の条件の内容</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>第十八条の三十四の四 「略」</p> <p>第三十六条の三十の六の三 ことも家庭庁長官は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害児福祉計画若しくは都道府県障害児福祉計画（法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害児福祉計画等」という。）の作成、市町村障害児福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害児福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の二第二項に規定する障害児福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害児福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害児福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。</p> <p>第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
---	---

<p>第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項 から第三項まで</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第十八条の三十四の二 「同上」</p> <p>第三十六条の三十の六の三 ことも家庭庁長官は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害児福祉計画（法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）若しくは都道府県障害児福祉計画（法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害児福祉計画等」という。）の作成、市町村障害児福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害児福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の二第二項に規定する障害児福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害児福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害児福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。</p> <p>第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
---	---

<p>第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第 一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一 項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長 及び児童相談所 設置市の長</p>
---	---------------	--------------------------------------

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場  
合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、  
それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項 から第三項まで 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第 一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一 項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
--	---------------	---------------

<p>第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二 第十八条の三十五第一 項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長 及び児童相談所 設置市の長</p>
---	---------------	--------------------------------------

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場  
合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、  
それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項 から第三項まで 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二 第十八条の三十五第一 項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
--	---------------	---------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十六の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。